

青森市中央卸売市場及び青森市公設地方卸売市場の改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

No	事 項	市場別による「その他の取引ルール」の規定	規定内容	規定理由
1	開場の期日	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日を除き、毎日開場するものとする。</li> <li>・市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため。</li> </ul>
2	開場等の時間	中央	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</li> <li>・せり売及び入札の開始時刻は、青果部 午前6時30分、水産物部 午前5時15分とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため。</li> <li>※開場時間は実態に合わせ24時間とするとともに、せり売、入札開始時刻を明示。</li> </ul>
		地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</li> <li>・せり売及び入札の開始時刻は、花き部 午前10時とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため。</li> <li>※開場時間は実態に合わせ24時間とするとともに、せり売、入札開始時刻を明示。</li> </ul>
3	卸売業務の許可	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売の業務(市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該市場において卸売をする業務をいう。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場における公正な取引の確保のため。</li> <li>※卸売市場法の改正による農林水産大臣の許可の廃止に伴い、市長が卸売業務の許可制度を引き継ぐ。</li> </ul>

No	事 項	市場別による「その他の取引ルール」の規定	規定内容	規定理由
4	せり人の登録	中央	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</li> <li>市長は、登録を受けたせり人に対し、登録証を交付するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</li> </ul>
	せり人の資格等	地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有することその他の要件を満たす者でなければならない。</li> <li>卸売業者は、せり人を選定したときは、速やかに、そのせり人の氏名、住所その他の事項を市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</li> </ul>
5	仲卸業務の許可	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸しの業務(市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該市場内の店舗において販売する業務をいう。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場における公正な取引の確保のため。</li> </ul>
6	売買参加者の承認	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場内において売買参加者となろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。</li> <li>売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を着用しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場における公正な取引の確保のため。</li> </ul>
7	売買取引の方法	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売市場において行う卸売については、全ての品目について、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売市場における公正な取引の確保のため。</li> </ul>
8	卸売の相手方の制限 (第三者販売の原則禁止)	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、特別な事情の該当する場合、若しくは市場間連携、業者間連携、輸出連携に係る市長の承認を受けている場合はこの限りでない。</li> <li>卸売業者は、上記のただし書による卸売について、毎月、その卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから市場内の取引を原則とするため。</li> </ul>
9	卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止(自己買受の禁止)	中央・地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されるため。</li> </ul>

No	事 項	市場別による「その他の取引ルール」の規定	規定内容	規定理由
10	受託契約約款の承認	中央	・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。	・取引状況把握のため。
	受託契約約款の届出	地方	・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、当該受託契約約款を市長に届け出なければならない。	・取引状況把握のため。
11	仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの原則禁止)	中央	・仲卸業者は、市場内において、許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、販売の委託の引受けをしてはならない。 ・仲卸業者は、市場内においては、許可に係る取扱品目の部類に属する物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難であるとする要件に該当する場合、若しくは市場間連携、業者間連携、輸出連携に係る市長の承認を受けている場合はこの限りでない。 ・仲卸業者は、上記のただし書の規定による買入れについて、毎月、その販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。	・卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから市場内の取引を原則とするため。
		地方	・仲卸業者は、市場内において、許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、販売の委託の引受けをしてはならない。 ・仲卸業者は、市場内においては、許可に係る取扱品目の部類に属する物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難であるとする要件に該当する場合は、この限りでない。 ・仲卸業者は、上記のただし書の規定による買入れについて、毎月、その販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。	・卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから市場内の取引を原則とするため。
12	売買取引の制限	中央・地方	・せり売又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認めるとき、又は不当な値段を生じたとき、生ずるおそれがあると認めるときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 ・卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が、売買について不正又は不当な行為があると認めるとき、又は買受代金の支払を怠ったときは、市長は、売買を差し止めることができる。	・卸売市場における公正な取引の確保のため。
13	卸売予定数量等の報告	中央・地方	・卸売業者は、毎開場日、主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地を市長に報告しなければならない。 ・卸売業者は、毎開場日、主要な品目の卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない	・取引状況把握のため。

※No7「売買取引の方法」は、「共通の取引ルール」に該当するため、削除いたしました。